

第 13 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 2 月 10 日（金） 13 時 30 分～14 時 29 分

2. 開催場所 生涯学習センター 3 階 アレンジメント室

3. 出席農業委員 (16 名)

1 番委員	古 川 榮	2 番委員	角 田 晃 一	3 番委員	欠
4 番委員	丹 代 純 嗣	5 番委員	佐 藤 徳 樹	6 番委員	小山内 知 寛
7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	小田桐 志賀子	9 番委員	今 井 龍 美
10 番委員	欠	11 番委員	齋 藤 美也子	12 番委員	大 川 哲 彌
13 番委員	山 口 知 治	14 番委員	白 戸 昭 夫	15 番委員	葛 西 雅 博
16 番委員	柴 田 博 明	17 番委員	齋 藤 久 嗣	18 番委員	欠番
19 番委員	三 浦 勝 志				

4. 欠席農業委員 (2 名)

3 番委員	三 浦 良 孝	10 番委員	福 士 弘		
-------	---------	--------	-------	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員 (4 名)

事務局長	谷 川 功	碓ヶ関支局長補佐	工 藤 和 彦	農地係主事	齋 藤 康 太
農地係主事	佐々木 智 子				

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者並びに説明者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 48 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
- 議案第 49 号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
- 議案第 50 号 平川市の農業の振興に関する計画の策定に関する意見について
- 報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 33 号 使用貸借合意解約書の受理について

第 6 閉会

8. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 13 時 30 分]

議長 (柴田博明) これより第 13 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18 名中 16 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議長より指名いたします。
4 番丹代委員、5 番佐藤委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、谷川事務局長、工藤碓ヶ関支局長補佐、齋藤主事、佐々木主事の出席を求めました。
書記には、佐々木主事を採用いたします。
本日の議案は、お手元に配布してある議案第 45 号から議案第 50 号まで 6 件、ほかに報告が 2 件でございます。
それでは、議案第 45 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

(議案第 45 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

4 ページをご覧ください。

今回は所有権移転が 9 件、面積 23,927 平方メートル、田 10 筆 12,543 平方メートル、畑 8 筆 11,384 平方メートルとなっています。

8 ページをご覧ください。

今回は賃貸借権設定が 17 件、面積 84,168 平方メートル、田 45 筆 79,418 平方メートル、畑 5 筆 4,750 平方メートルとなっています。

9 ページをご覧ください。

今回は使用貸借権設定が 4 件、面積 12,926 平方メートル、田 4 筆 6,254 平方メートル、畑 4 筆 6,672 平方メートルとなっています。

それでは、2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 54 番、55 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 56 番は、譲渡人の親戚への贈与で、26 ページ整理番号 26 番と関連する案件です。

整理番号 57 番から 62 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

なお、整理番号 58 番は、28 ページ整理番号 24 番と、整理番号 60 番は、28 ページ整理番号 23 番と、関連する案件です。

売買価格は、

整理番号 57 番	総額	350,000 円	10 アール当たり	89,813 円
整理番号 58 番	総額	400,500 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 59 番	総額	480,000 円	10 アール当たり	126,217 円
整理番号 60 番	総額	573,900 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 61 番	総額	1,800,000 円	10 アール当たり	309,810 円
整理番号 62 番	総額	200,000 円	10 アール当たり	180,995 円

となっています。

なお、整理番号 58 番の譲受人は、5 ページ整理番号 94 番と合わせての申請で、下限面積要件を満たしております。

次に、5 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 91 番は、借受人の新規就農による賃貸借権設定です。

なお、9 ページ整理番号 26 番と関連する案件で、借受人は両申請を合わせて下限面積要件を満たしております。

整理番号 92 番から 97 番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

なお、整理番号 94 番は、3 ページ整理番号 58 番と、整理番号 95 番

は、28 ページ整理番号 22 番と、関連する案件です。

整理番号 98 番から 107 番は、基盤法から 3 条への再設定で、基盤法による利用権設定の更新手続きの際に、契約が自動更新となる農地法第 3 条による賃貸借権設定にしたいとの要望を受け、申請となったものです。

次に 9 ページの使用賃貸借権設定です。

今回の 3 条使用賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 25 番は、借受人の耕作便利による第三者間の使用賃貸借権設定です。

整理番号 26 番は、借受人の新規就農による親子間の使用賃貸借権設定で、5 ページ整理番号 91 番と関連する案件です。

整理番号 27 番は、期間満了に伴う基盤法から 3 条への再設定です。

整理番号 28 番は、経営移譲年金受給に係る孫への経営移譲です。

今回、申請のあった案件については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

所有権移転の整理番号 54 番、55 番及び使用賃貸借権設定の整理番号 28 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、7 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 56 番から 58 番の報告をお願いします。

7 番今井委員

所有権移転の整理番号 56 番について、現地を確認してきました。

譲渡人の親戚への贈与との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、地域との調和要件や周辺への支障もなく、また、親戚間の贈与との事ですので特に問題がないと思います。

続きまして、所有権移転の整理番号 57 番、58 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人はいずれも市内在住の方で、近隣及び隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、5 番、佐藤委員から、所有権移転の整理番号 59 番の報告をお願いします。

5 番佐藤委員

所有権移転の整理番号 59 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-1 番、小野推進委員から、所有権移転の整理番号 60 番、61 番の報告をお願いします。

尾-1 小野推進委員

所有権移転の整理番号 60 番、61 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人はいずれも市内在住の方で、近隣及び隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-4 番、工藤推進委員から、所有権移転の整理番号 62 番の報告をお願いします。

平-4 工藤推進委員

所有権移転の整理番号 62 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2 番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号 91 番の報告をお願いします。

2 番角田委員

賃貸借権設定の整理番号 91 番について、現地を確認してきました。

借受人の新規就農による賃貸借との事です。

借受人は新規就農者ではありますが、農業機械等、必要なものを取り揃え、りんごを作付するとのことで、市内法人で研修を受けていることから、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件にも支障がないと判断し、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、賃貸借権設定の整理番号 92 番は、3 番三浦委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

齋藤主事 3 番三浦委員より現地調査の結果報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 92 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がない、との事でした。

以上です。

議長 次に、17 番、齋藤委員から、賃貸借権設定の整理番号 93 番の報告をお願いします。

17 番齋藤委員 賃貸借権設定の整理番号 93 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、7 番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号 94 番の報告をお願いします。

7 番今井委員 賃貸借権設定の整理番号 94 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、平賀-1 番、赤平推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 95 番の報告をお願いします。

平-1 赤平推進委員 賃貸借権設定の整理番号 95 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取

り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がない
と思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2 番、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 96
番の報告をお願いします。

尾上-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号 96 番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に
取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がない
と思います。

以上です。

議長

次に、6 番、小山内委員から、賃貸借権設定の整理番号 97 番、98 番
の報告をお願いします。

6 番小山内委員

賃貸借権設定の整理番号 97 番、98 番について、現地を確認してきま
した。

借受人の経営拡大及び再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に
営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問
題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 99 番から 102
番の報告をお願いします。

1 番古川委員

賃貸借権設定の整理番号 99 番から 102 番について、現地を確認して
きました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取
り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がない
と思います。

以上です。

議長

次に、尾上-1 番、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 103 番、
104 番の報告をお願いします。

尾-1 小野推進委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 103 番、104 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の再設定による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は市内の農地所有適格法人かつ認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、2 番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号 105 番の報告をお願いします。</p>
2 番角田委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 105 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の再設定による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、尾上-2 番、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 106 番、107 番の報告をお願いします。</p>
尾-2 葛西推進委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 106 番、107 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の再設定による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は市内在住の認定農業者及び田舎館村在住の認定農業者で、いずれも隣接地の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、7 番、今井委員から、使用貸借権設定の整理番号 25 番の報告をお願いします。</p>
7 番今井委員	<p>使用貸借権設定の整理番号 25 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の耕作便利による使用貸借との事です。</p> <p>借受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>

議長

次に、2番、角田委員から、使用貸借権設定の整理番号26番、27番の報告をお願いします。

2番角田委員

使用貸借権設定の整理番号26番について、現地を確認してきました。借受人の新規就農による使用貸借との事です。

借受人は新規就農者ではありますが、農業機械等、必要なものを取り揃え、りんごを作付することのことで、市内法人で研修を受けていることから、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件にも支障がないと判断し、問題がないと思います。

次に、使用貸借権設定の整理番号27番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは、議案第45号について、質疑、ご意見を求めます。

15番葛西委員

所有権移転の整理番号61番の借受人が高齢ですが、問題ないのでしょうか。

また、借受人に貸付地があるのですが、農地法の観点から問題はないのでしょうか。

齋藤主事

農地法には借受人の年齢に関する制限はないため、問題はないと思われまます。

また、農地法の全部効率利用要件を判断する際に、譲受人に貸付地がある場合、その貸付地が「農地の効率的な利用のための集団化に寄与する」場合は、要件を判断する上で勘案しないものとなっています。

所有権移転の整理番号61番については、貸付地がいずれも近隣を耕作する大規模農家への農地集積に寄与するものとなっていますので問題ないと思われまます。

15番葛西委員

わかりました。

次に貸借権設定の整理番号91番と使用貸借権設定の整理番号26番の申請事由は新規就農とのことなのですが、申請地の現況はどうなっているのでしょうか。

齋藤主事

賃貸借権設定の整理番号 91 番の畑については、丸葉のりんごが作付けされており、一部作付けされていない部分がありますが、その部分もりんごを作付予定との事です。

使用貸借権設定の整理番号 26 番の畑については、現在耕作されており、そのまま父から子へ経営移譲されます。

15 番葛西委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 45 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 45 号について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 46 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主事

(議案第 46 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

11 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は、件数が 1 件、面積 200 平方メートル、地目は田 1 筆で、12 ページが位置図、13 ページが案内図、14 ページが土地利用計画図となります。

申請地は、尾崎公民館から東南東へ約 240 メートルに位置する尾崎集落内の農地です。

申請者は同じ尾崎集落内において建設業を営んでいる方で、転用目的は資材置場です。

ちなみに、申請地と北側前面道路の間には高さ 1 メートル位の段差があり申請地の方が高いため、道路から直接申請地に出入りすることはできず、南側宅地の敷地を利用する必要があります。申請者の代理人に確認したところ、転用と同時に申請者の子が南側の宅地を購入する予定とのことであったため、宅地の利用に支障はないと判断しました。

農地区分については、甲種農地、第一種農地、第二種農地、第三種

農地いづれにも該当しないその他の第二種農地に該当するものと思われます。

その他の第二種農地の許可基準は通常の第二種農地と同様で、申請地以外に代わりとなりうる土地が存在すると原則不許可となりますが、「日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の場合には、代わりとなりうる土地が存在しても、例外的に許可できることとなっています。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました5番佐藤委員、6番小山内委員、補足説明がありましたらお願いします。

5番佐藤委員

所有権移転の整理番号12番について、2月1日に現地を確認してきました。

今回申請のあった土地は、尾崎公民館から東南東へ約240メートルに位置する、尾崎集落内の農地です。

転用目的は資材置場とのことで、現地では申請人の代理人の方に立ち会っていただくことができました。

本件は、第三者間の所有権移転となります。

他法令の許可は特に求められておりません。

先ほどの事務局の説明より、農地区分はその他の第二種農地に該当し、転用計画の確実性などすべての許可基準を満たしていることから、今回の申請は問題がないものと思われます。

以上です。

議長

それでは、議案第46号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第46号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 46 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 47 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主事

(議案第 47 号表題部読上げ後)

18 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 11 件、面積 23,365 平方メートルで、田 6 筆 11,209 平方メートル、畑 7 筆 12,156 平方メートルとなります。

20 ページをご覧ください

今回の利用権設定は件数が 5 件、面積 35,706 平方メートルで、田 27 筆 23,707 平方メートル、畑 5 筆 11,999 平方メートルとなります。

それでは 16 ページの所有権移転について説明いたします。

整理番号 61 番から 71 番は、いずれも譲受人の経営拡大による売買です。

なお、整理番号 64 番は 26 ページ整理番号 28 番と、整理番号 66 番は 26 ページ整理番号 29 番と関連する案件です。

次に 19 ページの利用権設定について説明いたします。

整理番号 45 番は、期間満了に伴う再設定による利用権設定です。

整理番号 46 番から 49 番は、農地中間管理事業による利用権設定です。

なお、整理番号 46 番は 29 ページ整理番号 25 番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 4 番丹代委員、補足説明がありましたらお願いします。

4 番丹代委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 61 番	総額	850,000 円	10 アール当たり	357,293 円
整理番号 62 番	総額	1,200,000 円	10 アール当たり	340,137 円
整理番号 63 番	総額	1,000,000 円	10 アール当たり	183,352 円
整理番号 64 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	233,645 円
整理番号 65 番	総額	37,600 円	10 アール当たり	200,000 円
整理番号 66 番	総額	21,000 円	10 アール当たり	200,000 円
整理番号 67 番	総額	1,417,500 円	10 アール当たり	350,000 円
整理番号 68 番	総額	831,300 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 69 番	総額	550,000 円	10 アール当たり	243,041 円

整理番号 70 番 総額 276,400 円 10 アール当たり 200,000 円
整理番号 71 番 総額 250,000 円 10 アール当たり 305,998 円
となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 47 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

所有権移転の整理番号 71 番の畑の位置を教えてください。

齋藤主事

高速道路沿いにある墓地の向かい側で、譲受人の耕作している農地に隣接しています。

また、譲受人の自宅の裏側に位置する畑です。

詳しい図面については、後ほどご覧ください。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 47 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 47 号を原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 48 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主事

(議案第 48 号表題部読上げ後)

22 ページをご覧ください。

今回の贈与税納税猶予継続対象者は 1 名です。

農地等の生前一括贈与に伴う納税猶予継続対象者は 3 年に 1 度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を税務署に提出しなければならないことになっており、その届出書の添付書類として農業委員会の発行する証明書が必要となることから申請があったものです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第 48 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 48 号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 48 号を承認することに決定いたします。
次に、議案第 49 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主事

(議案第 49 号表題部読上げ後)

24 ページをご覧ください。

今回の不動産取得税の徴収猶予継続対象者は 8 名です。

贈与税と同様に 3 年に 1 度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を
県税部に提出することになっており、その届出書の添付書類として農
業委員会の発行する証明書が必要となることから申請があったもので
す。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第 49 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 49 号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 49 号を承認することに決定いたします。
次に、別冊で配布しております、議案第 50 号を議題とし、事務局よ
り説明を求めます。

齋藤主事

(議案第 50 号表題部読上げ後)

それでは、総会資料と別紙で配布しております、追加の議案書をご
覧ください。

15 ページが位置図、16 ページが案内図、17 ページが土地利用計画図
となります。

申請地は、平賀西中学校から南に約 500 メートルに位置する農地で

す。

申請者は申請地の隣接する住居に居住しておりますが、現在の住居が手狭であるため、現在の住居を取壊し、敷地を拡張したうえで農家住宅を建て直すことが目的です。

申請地は、平川周辺における土地改良事業の受益地に含まれているため、原則農振除外はできません。

ただし、農林担当部局が策定する農業振興に関する市町村の計画において、例外的に認められた施設、たとえば農家住宅などに関しては農振除外ができることとされています。

例外とする計画変更を行うには、通常の農振除外申請の前に、関係機関に対して意見照会を実施する必要があり、今回の議案は、事前の意見照会に対する回答を行うためのものです。

なお、今回の案件に関する議案に関して現地調査は実施しておりませんが、今年4月の農業委員会の総会において、別途委員全員で現地調査を実施する予定です。

農振除外後の農地区分については、申請地を含めて集团的に存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が10ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「既存施設の敷地拡張で、拡張する面積が既存の敷地面積の2分の1を超えないもの」は例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の農振除外申請は転用許可の許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第50号について、質疑、ご意見を求めます。

13番山口委員

申請地には、上下水道は完備されているのでしょうか。

齋藤主事

上下水道等の状況は把握していませんが、4月の農振除外申請のときに、改めて確認する予定です。

13番山口委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 50 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

議案第 50 号について、原案のとおり決定いたします。
次に、報告 2 件を一括して、事務局から説明願います。

齋藤主事

(報告第 32 号表題部読上げ後)

26 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 4 件、田 4 筆、面積 4,842 平方メートルとなっています。

整理番号 26 番は、親戚へ贈与のための解約で、2 ページ整理番号 56 番と関連する案件です。

整理番号 27 番は、他者へ売買のための解約で、17 ページ整理番号 68 番と関連する案件です。

整理番号 28 番、29 番は、借受人の子へ売買のための解約で、整理番号 28 番は、16 ページ整理番号 64 番と、整理番号 29 番は、17 ページ整理番号 66 番と、関連する案件です。

以上です。

(報告第 33 号表題部読上げ後)

29 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 4 件、田 26 筆、面積 18,703 平方メートルとなっています。

整理番号 22 番は、他者へ貸付のための解約で、5 ページ整理番号 95 番と関連する案件です。

整理番号 23 番、24 番は、他者へ売買のための解約で、整理番号 23 番は、3 ページ整理番号 60 番と、整理番号 24 番は、3 ページ整理番号 58 番と、関連する案件です。

整理番号 25 番は、農地中間管理機構へ貸付のための解約で、19 ページ整理番号 46 番と関連する案件です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 14時29分]